

一般財団法人

千葉県教育会館維持財団

## ホール会議室等施設利用規程

第 1 条 一般財団法人千葉県教育会館の貸ホール、貸会議室、和室の利用については、別に定めるものの他この規程による。

第 2 条 この規程にいう、貸ホール、貸会議室、和室とは、教育会館本館、並びに新館・別館の次の各室及び臨時に貸会議室とした部屋をいう

### 本館

2階	201会議室	202会議室
	203会議室	
3階	301会議室	302会議室
	303会議室	304会議室
	305会議室	
6階	604会議室	608会議室

### 新館

1階	大ホール	
2階	展示場	
3階	楽屋 1・2・3・4	
	大広間	お茶席
4階	401会議室	402会議室
	403会議室	
5階	501会議室	502会議室

第 3 条 貸ホール、貸会議室、和室を利用しようとする者は、別紙書式による利用申込書（主催者、使用施設、使用日時、使用目的等を明記）を

提出し、承認を得るものとする。

申込みの受付期間は、大ホールは該当月含め12ヶ月前、他の施設は該当月含め6ヶ月前からとする。

但し教育関係団体の申込みは、大ホールは該当月含めた13ヶ月前、他の施設は該当月含めた7ヶ月前からとする。

第4条 貸与する時間区分は、午前8時半～12時、午後13時～17時、夜間18時～21時とする。（なお、この時間区分は準備・後片付けを含めた時間とする）

第5条 貸与にかかわる契約は、利用申込者が窓口または電話にて使用日時と使用施設を決定し、会館が承認した時点で成立する。

但し、申告内容に虚偽の事項がある場合、また物品販売や、営利を目的とした行為等については、契約を無効とする。

第6条 利用申込みの変更・取消しについては、次の区分によって、違約金を払い込むこととする。

大ホール 申込確定時より、内金として支払う1万円、使用日の6ヶ月前から会場使用料の半額、使用日の2ヶ月前から会場使用料の全額。

203.303.501 会議室

使用日の3ヶ月前から会場使用料の半額、使用日の2ヶ月前から会場使用料の全額。

その他の会議室

使用日の1ヶ月前から会場使用料の半額、使用日の3日前から会場使用料の全額。

但し、台風・地震等の災害による取り消しについては違約金が発生しない。（ホール内金についての返金はないものとする）

第 7 条 貸ホール、貸会議室、和室を利用しようとする者は、承認を得た目的以外で使用してはならない。

教育会館の施設は、物品を販売すること（それに類似する行為を含む）を目的には貸与しない。

第 8 条 貸ホール、貸会議室、和室を利用しようとする者は、他の利用者の使用を妨害するような行為をしてはならない。

第 9 条 会館は、貸室利用者が次の注意事項を遵守しない場合は、ただちに契約を取消し、退去を命ずることができる。

- ① 室外にむけて、タレ幕、旗、ビラを貼り出すこと。
- ② 過度の振動、騒音、臭気を発散させること。
- ③ 他の者に迷惑をおよぼしたとき、及び喫煙施設のないところで喫煙したとき。
- ④ 壁、柱、扉、天井、床、間仕切りその他に故意に傷をつけたとき。
- ⑤ その他会館入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

第 10 条 貸室利用者は、会館職員及び会館から委嘱された者の指示に従わなければならない。

第 11 条 貸室利用者は、貸与にかかわる契約時間を守らなければならない。

第 12 条 貸室利用者が会館の施設を損壊したときは、利用責任者の責において、これを弁償しなければならない。

第 13 条 この規程に明文のない事項については、その都度話し合うものとする。

付 則

この規程は、昭和46年 8月12日より施行する

昭和56年11月 1日一部改正

平成 5年10月 7日一部改正

平成 6年 2月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正